

7ス第181号
令和8年(2026年)2月5日

公益財団法人長野県スポーツ協会 理事長 様

長野県観光スポーツ部
スポーツ振興課長

「こども性暴力防止法」の施行に向けたガイドラインについて（通知）

このことについて、文部科学省総合教育政策局長などから別添のとおり通知がありました。このたび、令和6年6月に成立した「こども性暴力防止法」（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）（以下「法」という。）の関連政令・規則等の公布が行われ、施行日は令和8年12月25日とされています。

また、法の施行に向け、こども家庭庁において、ガイドラインが策定されたところです。

本法は、学校・民間教育事業者における従事者による児童対象性暴力等を防止するための措置を義務づけるものであり、スポーツ分野においても、部活動やスポーツ教室、地域スポーツクラブ等に關係する従事者が対象となります。

つきましては、貴協会におかれまして、下記の内容について十分ご理解いただくとともに、管内の関係団体へ広く周知いただきますようお願いいたします。

記

1 スポーツ関係で対象となる従事者について

●「学校設置者等」における従事者（例示：ガイドライン p.42）

スポーツ分野では、以下の職種が法の対象となり得ると整理されています。

部活動指導員、部活動外部指導者、スポーツ推進委員、管理指導員、スポーツ国際交流員(SEA)など

2 民間スポーツ事業者の認定と義務について

●認定を受けた民間教育事業者（ガイドライン p.61）

スポーツ関係では次のような事業が対象となり得ます。

- ・地域スポーツクラブ
- ・スポーツ教室、クラブチーム
- ・フィットネスクラブ
- ・スポーツ健康教授業 など

●認定事業者の表示について

認定を受けた事業者は「事業者マーク」を表示することが可能です。

（スポーツ庁通知別添4参照）。

3 参考資料

こども性暴力防止法施行ガイドライン（こども家庭庁）

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

スポーツ庁通知

<https://mext.box.com/s/ka5tbdgwkxda5g0x5mifs0ohn6q0agx2>

（問合せ先）

担当 スポーツ振興係 小林
電話 026-235-7449 内線 4471
FAX 026-235-7476
電子メール sports-shinko@pref.nagano.lg.jp